

農地法関係申請書添付書類 (問合せ先: 篠山市農業委員会事務局 Tel: 079-552-6909) H26.10~

3条・適格者証明	新規就農 4条または 2a未届届出	5条・適格者証明	非農地	農業者経営移譲年金	形状変更	一時利用届出3ヶ月以内	◎留意事項	
							添付書類	摘要
							①申請書は毎月5日(※休日の場合は前日)までに提出して下さい。 ②3条申請等市農業委員会許可にかかる許可書等は、農業委員会開催日(※毎月22日、土日祝日の場合は翌日)以降概ね1週間以内に発行します。 ③登記事項証明書・字限図・住民票の写し・資金証明等は、発行後3ヶ月以内のものを添付 ④4条(2a未届届出を除く)及び5条申請・・・正本(原本)2部提出 ⑤上記以外の申請書・・・1部提出(但し、2a未届届出については届出表紙のみ2部提出) ⑥●…必ず添付、○…必要に応じて添付、☆…2部の内1部コピー可 ⑦3条申請で申請者が市外在住の場合は、住所地の耕作証明書、農地基本台帳写(原本証明)、農作業従事計画書が必要となります。	
●	●	●	●	●	●		☆ 土地登記簿謄本	神戸地方法務局柏原支局
●	●	●	●	●	●		☆ 住民票	市役所市民課総合窓口または各支所窓口 ※3条(譲受人)は世帯全員、その他は申請者のみ(受人・渡人共) (注)受人:続柄記載が必要 渡人:土地登記簿謄本記載住所と一致するもの ※法人の場合は法人登記簿謄本・定款・印鑑証明書
●	●	●	●	●	●		☆ 位置図	篠山市全体図
●	●	●	●	●	●		☆ 見取図	申請地付近が具体的に分かるもの
●	●	●	●	●	●		☆ 公図(字限図)	神戸地方法務局柏原支局 左記公図をコピーし、申請地隣接地の地目、所有者名(耕作者名)、里道(赤線)、水路(青線)を明記してください。
	○	○			○		事業計画書	
	●	●			●	●	☆ 事業計画図	造成計画図(進入路、用排水施設)・現況計画断面図 土地利用計画図(配置場所の明示)・建築計画図(立面図・平面図)
	●	●					☆ 見積書	造成工事費・建築費等
	●	●					☆ 資金証明書	自己資金の場合・・・残高証明書等 借入れの場合・・・融資証明書等
●				●	●		同意書	自治会長、水利代表、土地改良区理事長等(※必要に応じて)
				●	●			自治会長、農政協力委員
	●	●			●			隣接農地の所有者(耕作者)
	●	●			●			里づくり協議会 (野中、北野新田、日置、黒田、野間、乗竹、味間奥、今田町上立杭地区)
●	●	●		●	●		誓約書・確約書	
	○	○					事前協議回答書(写) 開発行為許可申請(写)	500㎡以上の開発行為の場合→市役所地域計画課 ※別紙資料参照
	○	○			○		県環境条例	1,000㎡以上かつ1m以上の造成工事を伴う場合 →県民局環境課
	○	○			○		始末書(経過)	既転用の場合
			●				証明書	自治会長の証明
○				●			固定資産課税評価明細書(写)	市役所課税課固定資産税係(※固定資産評価証明書写し可)
○	○	○		●			貸借契約書(写)	有償の場合は賃貸借契約、無償の場合は使用貸借契約
○				●			耕作従事証明書	農政協力委員の証明(過去3年以上耕作の確認)
○				●			農業経営誓約書	
○	○	○	○	○	○		合意解約申し出書	小作契約がなされている場合
※●							営農計画書	※新規就農のみ
	○	○					契約書(写)	一時転用の場合(発注者→請人、請人→下請け等)
	○	○					工程表	一時転用の場合(農地復旧の工程まで記載のあるもの)
	○	○					農地への復旧確約書	一時転用の場合(時期、費用負担の明記)
※●		※●					通知書(写)	※3・5条適格者証明のみ 裁判所からの通知書写し・物件目録等
	○	○			○		官民有地境界協定書(写)	転用地内に里道水路がある場合
	●	●	●				☆ 農用地区域外証明書・意見書	市役所農都政策課丹波篠山黒まめ係
●	●	●	●	●	●	●	現況写真	二方向から全体がわかるよう撮影・申請地を赤書きし囲む
	●	●					用地選定理由書	